

東京都 宅地建物取引業免許申請の手引

新規・更新・変更届等

◆申請に当たっての注意事項

- この手引は、宅地建物取引業免許申請や変更届等の宅地建物取引業法に基づく手続に係る基準や申請・届出時に必要な書類等についてまとめたものですので、免許申請書類等の作成は、この説明書をよくお読みの上行ってください。電話によるお問合せは、この説明書をよく読んで、なお分からない場合に限るようお願いいたします。また、免許申請書に記載した事項に変更のあった場合、変更届等を提出する際の参考となりますので、免許を受けた後も大切に保管しておいてください。
- 受付時に申請内容等について色々お聞きしますので、免許申請書類等の提出は、内容を十分説明できる方が行ってください。なお、この申請書類を提出できる方は、個人申請の場合は申請者本人、法人申請の場合は役員、従業員等又は申請者から委任を受けた行政書士（その補助者を含む。）等の方です。
- 申請書類に記入漏れや添付書類の不足があった場合、提出書類を受け付けできないことがあります。
- 一度受け付けした申請を取り下げる場合でも、原則として手数料は返却できません。
- 提出書類や添付書類に虚偽や不正があった場合には、法律により処罰される場合がありますので注意してください。
- 免許更新の申請は、免許の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に手続をしなければなりません。（10ページ等参照）
- 変更届出事項がある場合は、変更が生じた日から30日以内に変更届を提出しなければなりません。（37ページ等参照）
- 「申請の手引」の内容は変更になる場合もありますので、住宅政策本部のホームページ（<https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/>）も併せて御覧ください。



◆主な変更内容

- **令和5年4月1日から、事務所と異なるフロアの共用部写真（例えば、事務所がオフィスビルの3階にある場合、ビル1階入口～EVホールまでの経路写真等）の添付は原則不要となりました。**
※添付が必要な写真の詳細については、本手引32ページから35ページまでを確認してください。
- 宅地建物取引業法施行規則及び東京都宅地建物取引業法施行細則において定められている申請書等の様式から、押印欄がなくなりました。これにより、申請者（届出者）の押印は不要になりますが、第三者によるなりすまし等の不正を防止するために、本人確認書類や委任状の提出を求める場合があります。
- 令和3年4月1日から東京都知事免許に係る以下の手続は、郵送でも受付ができるようになりました。
・①免許更新申請、②変更届（従たる事務所設置は除く。）、③免許証書換え交付申請及び④廃業等届出
※郵送手続の流れや必要書類、注意点等については本手引53ページから59ページまでを確認してください。

住宅政策本部 民間住宅部 不動産業課

目

次

◆免許を受けられない者	1
〔1〕宅地建物取引業の免許のあらまし	2～7
1 免許制度の概要	2
■ 宅地建物取引業とは	2
■ 免許の区分	2
■ 免許の有効期間	3
2 免許を受けるための要件、審査等	3
■ 免許申請者	3
■ 免許の要件	4
■ 免許要件等の審査	4
■ 事務所について	4～5
■ 専任の取引士	6～7
■ 政令第2条の2で定める使用人	7
〔2〕東京都知事免許の申請等	8
1 免許申請手続（フローチャート）	8～9
■ 免許申請書類作成に当たっての留意事項	10
■ 免許の更新申請手続について	10
■ 免許申請に必要な書類	11
2 新規免許を受けた後の手続	12～13
■ 営業保証金の供託	12
■ 保証協会に加入する場合	13
■ 取引士の「勤務先」等の変更登録申請	13
■ 「標識の掲示等」の義務	13
3 免許換えの申請手続	14～15
4 免許申請書の作成	16～35
■ 作成上の共通注意事項	16
■ 各面の共通記入要領	16
■ 各申請書類の作成、記入要領等	17～35
5 営業保証金供託済届出書の作成	36
6 名簿登載事項変更届出書等の作成	37～46
■ 「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」の作成、記入要領等	37
■ 変更届出等書類一覧説明書（法人・個人）	38～46
7 廃業等届出書の作成	47
■ 「廃業等届出書」の作成、記入要領等	47
8 営業保証金の取戻し手続	49～51
■ 官報公告原稿用紙の記入例	50
9 郵送による更新免許申請手続	53～55
10 郵送による名簿登載事項変更届出等手続	56～59
〔3〕国土交通大臣免許の申請等	64～71
1 免許申請手続（フローチャート）	65
■ 免許申請に必要な書類	67
2 変更届出等書類一覧説明書	68～69
3 その他	70～71
◎ 用紙販売所の御案内	52
◎ 免許を受けた後「標識の掲示等」の義務	60
◎ 宅地建物取引業免許申請Q&A	61～63
◎ 市区町村コード表（東京都・近県）	72～73
◎ 各都道府県「免許担当課」一覧表	74
◎ 担当窓口（問合せ先）	75